

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

平成26年3月17日 午前9時58分～午後1時48分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長	福元光一	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	川添公貴		

---

### ○その他の議員

議員	江口是彦	議員	佃昌樹
議員	井上勝博		

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	会計課長	今吉美智子
財政課長	今井功司		
財産活用推進課長	平原一洋	選挙管理委員会事務局長	森園一春
税務課長	山口秀昭		
収納課長	枇杷繁	監査事務局長	知識伸一
契約検査課長	堂元清憲	公平委員会事務局長	
危機管理監	新屋義文		
防災安全課長	新盛和久	議会事務局長	田上正洋
原子力安全対策室長	遠矢一星	議事調査課長	道場益男

---

### ○事務局職員

事務局長	田上正洋	議事グループ専門員	久米道秋
課長代理	南輝雄		

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第18号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第19号 消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（福元光一） ただいまから、14日に引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

今日は、審査日程の財政課から審査を行います。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△財政課の審査

○委員長（福元光一） まず、財政課の審査に入ります。

△議案第18号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） それでは、議案第18号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司） 財政課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案つづり、その2の18-1ページをごらんください。

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものであります。

提案理由につきましては、2月26日の本市議会定例会の本会議におきまして、総務部長から説明させていただきましたので、本委員会での説明を省略させていただきます。

続きまして、18-2ページをごらんください。

本条例の改正の内容であります。本年4月1日からの、消費税率の引き上げに伴う関係政令等の改正が行われることにより、危険物手数料及び建築確認申請等の審査手数料の金額を、それぞれの基準に合わせ、改正を行うものであります。

なお、施行日は、関係政令等の施行日に合わせ、本年4月1日とするものであります。

内容につきましては、別冊となっております総務部議会資料で御説明いたしますので、総務部議会資料の2ページをお開きください。

改正の概要であります。

1の本条例の一部改正の主旨といたしましては、消費税法の改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正及び鹿児島県手数料条例の改正など、上位関連基準額の見直しが行われる

ことにより、本市においても該当する手数料につきまして改正するものであります。

それでは、2の改正の内容の説明に入ります。

表内の1番から25番までが、屋外タンク貯蔵所設置等に係る審査手数料などの危険物手数料に係るもので、3ページの26番から33番までが、建築物の確認審査手数料等に係るものであります。

1番から3ページの25番までの各危険物手数料につきましては、手数料の金額等を全国的に統一して定める必要があるものに関し規定いたします。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に合わせ、本市の手数料につきましても、同政令の改正額と同額とするものであります。

3ページの26番から33番までの建築物関連の手数料のうち、26番から28番及び30番につきましては、鹿児島県の手数料徴収条例の改正に合わせ、改正するものであります。

また、29番及び31番から33番は、現行の規定におきまして、消費税相当額として100分の5を乗じた額を加算して徴収しているもので、今回の引き上げに対応するため、改正するものであります。さらに平成27年10月に消費税率の引き上げが予定されていることにより、今後の税率改正の動向にも対応できるよう、「消費税及び地方消費税の税率」との文言による規定に改めるものであります。

3ページの3の施行期日につきましては、今回の消費税率の引き上げが施行される平成26年4月1日とするものであります。

以上で条例の改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第19号 消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（福元光一）次に、議案第19号消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、議案第19号につきまして御説明申し上げます。

議案つづり、その2の19-1ページをごらんください。

消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものであります。

提案理由につきましては、2月26日の本市議会定例会の本会議におきまして、総務部長から説明させていただきましたので、本委員会での説明を省略させていただきます。

続きまして、19-2ページをごらんください。

本条例の改正の内容であります。本年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、現行の消費税率により使用料の徴収を行っている行政財産目的外使用料、道路占用料及び準用河川流水占用料に係る3条例の改正を行うものであり、施行期日につきましては、今回の消費税率の引き上げが施行される平成26年4月1日とするものであります。

内容につきましては、別冊となっております総務部議会資料で御説明いたしますので、総務部議会資料の4ページをお開きください。

改正の概要であります。

1の本条例の一部改正の主旨といたしましては、消費税法の改正により、行政財産の目的外使用料、道路占用料及び準用河川流水占用料に係る消費税相当額の取り扱いについて改正するものであります。

それでは、2の改正の内容について説明いたします。

表内の1番から3番につきましては、現行の規定において、消費税相当分として100分の5を乗じた額を加算して徴収しているもので、今回の

引き上げに対応するため、改正するものであります。さらに平成27年10月に消費税率の引き上げが予定されていることにより、今後の税率改正の動向にも対応できるよう、「消費税及び地方消費税の税率」との文言の規定に改めるものであります。

なお、4番は、準用河川流水占用料に端数が生じた場合の取り扱いを道路占用料等に合わせるため、現行の1円未満の端数切り捨てを、10円未満を切り捨てることに改めるものであります。

3の施行期日につきましては、今回の消費税率の引き上げに合わせて、平成26年4月1日とするものであります。

以上で条例改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）おはようございます。

今ほど議案2件につきましては、ありがとうございました。

財政課の所掌をいたします事務につきまして、

その概要を説明申し上げます。

財政計画の策定あるいは予算の編成及び執行、統制、決算、そして財政事情の公表のほか、パランスシート等の財務書類などの調整などを行っております。

特に、国・県の財政運営の動きにも中止しつつ、安定的かつ持続的な財政運営の実現を図るために、これまで以上に徹底した経費の削減や制度の見直しを行いまして、必要な政策分野の財源確保に努めることを基本姿勢としまして、合併10年を迎え、今後10年間の発展のための方向づけとする予算と位置づけました。

産業振興と雇用創出の実現、人口の減少や少子高齢化への対応、安全安心なまちづくりなどの課題を踏まえまして、次世代エネルギーの導入促進、NPO等の活動支援制度の強化等、5項目の政策重点項目を掲げ、財政運営プログラムとの整合を図りつつ、その計画的な展開を図るべき予算を編成したところでございます。

以上で財政課の説明を終わりますが、詳しくは課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（福元光一）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○財政課長（今井功司）** それでは、平成26年度の財政課所管予算について御説明いたしますので、薄い青い冊子の予算調書の78ページをごらんください。

2款1項3目財政管理費631万8,000円は、財務事務に関する経費であり、経費の主なものは、予算書・決算書等の印刷製本費、統合内部システム保守業務委託などとなっております。

次に、2款1項5目財産一般管理費2億677万7,000円は、財政調整基金、減債基金の積み立てに係る経費で、経費の主な内容は、財政調整基金積立金等でございます。

なお、各基金の平成26年度末残高見込みは、当初予算概要の13ページにお示ししておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして79ページでございます。

上段の12款1項1目長期債償還元金62億6,287万6,000円、及び下段の同2目長期債償還利子5億7,298万3,000円は、公債費であり、これまでに借り入れいたしました市債

の償還金であります。

なお、元金が4億93万3,000円の増、利子が9,888万8,000円の減となっております。

80ページ、上段の12款1項2目一時借入金20万円は、歳入歳出の予算執行に際し、現金が不足した場合に、規定に基づく資金を一時的に借り入れた場合の利払いに係る経費でございます。

なお、条文第4条において、一時借入金につきましては50億円の限度を設定しておりますが、金利の状況を見ながら、基金の繰りかえ運用で対処していただくことも想定しております。

また、下段の14款1項1目予備費は、災害復旧など不測の緊急事態時に備えた経費といたしまして、5,000万円を措置するものであります。

以上が、財政課の歳出であります。

引き続き、歳入について御説明しますので、同予算調書の3ページをごらんください。

2款1項1目地方揮発油譲与税から8款1項1目自動車取得税交付金までは、平成25年度の実績及び実績見込み、さらに地方財政対策等の状況など踏まえ、それぞれごらんの額を計上しているところであります。

特に、6款1項1目の地方消費税交付金は、本年4月1日の消費税率の引き上げの影響分を、交付対象期間の取り扱いから、年4回交付されるうちの2回分に反映されると想定し、対前年度から2億円増額計上しているところであります。

次に、10款1項1目地方特例交付金では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収補填のための交付金であり、地方財政計画を踏まえて措置しているところであります。

11款1項1目地方交付税は、166億円を措置しております。そのうち、普通交付税につきましては、平成25年度の交付実績及び地方財政対策等の状況を踏まえ、財政運営上、安全と判断した範囲で措置し、前年度より1億円多い149億円としたところであります。

また、特別交付税につきましては、前年度と同額の17億円を計上したところであります。

17款1項2目財産運用収入の利子及び配当金は、財政調整基金及び減債基金の運用利子収入であり、平成25年度末残高見込みに応じ、0.05%で利子を見込んでおります。

19款1項基金繰入金は、財源対策として財政調整基金及び減債基金を繰り入れたものでありま

す。

20款1項1目繰越金は、前年度からの純繰越金で、前年度と同額の8億円を計上しております。

めくっていただきまして4ページをごらんください。

22款市債、1項1目の地域活性化事業債は、平成26年度において造成いたします地域活性化基金積立金を財源として、合併特例事業債38億円を計上するとともに、それぞれ関連する事業等の財源として計上をしているところであります。

なお、5ページの1項13目臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足のうち地方負担分について、地方財政法第5条の特例として起こす起債で、平成25年度の収入実績及び地方財政対策を踏まえ、前年度より2億円多い19億円を計上しております。

次に、地方債について御説明いたしますので、予算書・予算に関する説明書を御準備をお願いいたします。予算書・予算に関する説明書の10ページでございます。

第3表地方債は、地域活性化事業など10事業に係る起債の限度額、起債の方法及び利率並びに償還の方法につきまして、それぞれごらんのとおり定めようとするものであります。

同予算書・予算に関する説明書の1ページをお開きください。

当初予算では、第4条、第5条におきまして、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、所要の規定整備を行うことにいたしております。

以上で平成26年度一般会計予算のうち、財政課所管予算に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）1点だけ。歳入について、繰越金が8億計上されているんですが、これは計上なんで理解するんですけど、実質見込みはどれぐらいになりそうなんですか。

○財政課長（今井功司）あくまでも、見込みでございますが、例年と同額程度の繰越金が発生するのではないかと見込んでおりますが、何せ、まだ執行中でありまして、そこについては厳々に積算はしておりません。

○委員（川添公貴）出納閉鎖もしてないんで、

そこは十分理解するんですけど、大体前年並みの14億ぐらいとか、その桁で見込みをされているのかな、それでよろしいんですか。

○財政課長（今井功司）済みません、平成24年度と同額レベル、もしくはそれを下回るぐらいの水準ではあります。済みません、平成24年度の決算で15億5,000万程度余剰となりましたので、同額レベルだと。15億、14億程度になるかと想定をしております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。課長、報告はありませんか。

○財政課長（今井功司）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

#### △財産活用課の審査

○委員長（福元光一）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

#### △議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してあります議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）財産活用推進課、よろしく願いいたします。

概要につきまして、平成26年度の主な事業につきましては、当初予算概要の23ページからの記載になりますが、薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金、それから公共施設白書作成業務委託事業、さらに公用車EV電気自動車導入事業が主なものでございます。

詳しくは課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○委員長（福元光一）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 皆さん、お疲れさまでございます。財産活用推進課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、財産活用推進課に係ります平成26年度当初予算、歳入・歳出予算について御説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。

予算調書の81ページをお開きください。

2款1項1目市民まちづくり公社費で、これは公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の運営に係る経費で、事業費は2億3,874万5,000円でございます。

その内容は、公社職員の人件費と事務局管理費でございます。公社では137の施設を指定管理等により管理運営をいたしております。

次に、その下、2款1項5目財産一般管理費で、これは各課共通の印刷物及び普通財産の維持管理及び市有施設保全基金積立金に係る経費で、事業費は6,403万2,000円でございます。

主な内容といたしましては、行政事務嘱託員1名の人件費、各課共通印刷物製本費132万円、建物火災保険料1,220万円、公共施設白書作成業務等委託2,555万6,000円、AED、これは自動体外式除細動器でございますが、この購入費1,339万2,000円、県都市管財事務協議会等負担金3,000円、市有施設保全基金積立金38万6,000円でございます。

次に、あけていただきまして82ページをごらんください。

2款1項5目車両管理費で、これは公用車の管理に係る経費で、事業費は6,009万1,000円でございます。

主な内容は、車両管理業務嘱託員1名の人件費、マイクロバス等運転業務嘱託員2名の人件費並び

に集中管理車両等の燃料費1,853万円、同修繕料1,038万円、自賠責保険料等688万5,000円、電気自動車借上料等1,079万6,000円、車両購入費775万円でございます。

その下、2款1項11目庁舎管理費で、これは庁舎管理及び維持補修に係る経費でございまして、事業費は2億466万9,000円でございます。

主な内容は、機械室補助業務嘱託員1名の人件費、光熱水費4,006万7,000円、通信運搬費1,231万6,000円、庁舎清掃業務等委託1億1,504万円、電話交換機等使用料及び賃借料1,152万2,000円、本庁非常用照明設置工事等498万5,000円、市防火管理協会負担金等19万円でございます。

次に、83ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費で、これは風水害等により公共施設に被害が生じたときの応急措置に係る経費で、事業費は500万円でございます。

主な内容は、修繕料220万円、災害復旧工事費170万円でございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

予算調書は6ページをお開きください。

14款1項1目総務使用料260万円で、これは行政財産使用料で、主な内容は、水道局及び土地改良区等の庁舎使用料、自動販売機の設置に係る使用料等でございます。

次に、15款2項1目総務費補助金330万円で、これは支所耐震補強設計業務委託に係る住宅・建築物安全ストック形成事業補助金でございます。

次に、17款1項1目財産貸付収入1億1,170万円で、これは土地・建物に係る貸付収入でございまして、貸家料が390万円でございますが、これは事務所などを民間事業者等に貸し付けているものでございます。貸地料が1億78万円でございますが、これはポリテクカレッジ並びに鹿児島障害者職業能力開発校、ゴルフ場等への貸し付けでございます。

次に、17款1項2目利子及び配当金でございますが、配当金で87万円でございますが、これは株式配当及び基金利子収入でございます。

次に、17款2項2目物品売払収入で10万円でございまして、これは廃車した公用車の売払収入でございます。

次に、19款1項60目市有施設保全基金繰入金1億6,450万円でございますが、これは川内クリーンセンター焼却施設維持補修工事ほか2件の施設改修工事に伴う繰入金でございます。

次に、21款5項4目雑入2,027万6,000円でございますが、これは市有施設に係る原子力立地給付金及び電気料実費収入金が主なものでございます。

次に、債務負担行為について御説明させていただきますので、予算書及び予算に関する説明書の8ページ、第2表をごらんください。

財産活用推進課分は、5行目、公用車EV（電気自動車）導入事業でございますが、これは電気自動車10台を公用車としてリース方式により導入するもので、平成27年度から平成30年度までの4年間、4,000万円を措置するものでございます。

次に、同じく6行目、庁舎空調設備改修事業で、これは消費税増額分を平成27年度から平成29年度までの3年間、50万8,000円増額措置するものでございます。

以上で、財産活用推進課に係ります歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** この公共施設白書作成業務、新規事業ということで取り組まれるわけですが、今後この白書作成後の活用といたしましうか、これに基づいた、いろいろまた総合計画にもかかわってくる部分もあるかと思いますが、どのような活用策を考えていらっしゃるかお伝えください。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今回は、公共施設の作成業務委託450万円をお願いしてございます。

これにつきましては、これまでの取り組みといたしまして、財産仕分けを行いまして、165の施設につきましては処分財産としたところでございますが、また利用財産とした施設につきましても多数存在いたします。

これらの施設につきまして、今後の利用状況、それから施設の老朽化度、それから、いろいろなそういう維持補修費の今後の額などを算定いたし

まして、これをデータ化したしまして、これらに基づきまして今後の施設の利活用の方針、それから行く行くは施設の再編といたしましうか、統廃合を検討するための基礎資料として活用していきたいと考えております。

**○委員（杉藺道朗）** 大きな一つの目安になる指標といたしましうか、そういうデータが出てくるわけですから。今までもいろんな公共施設なんかにおいて、市民の方からも、無駄な施設もあるんじゃないか、これはまた生かしてほしいという、そういう声も多々あるわけです。

そこらあたり、またしっかり分析をされて、今後ある意味スクラップ・アンド・ビルド的なことをしっかりやってほしいなというふうに思います。新年度予算ですけれども、これは白書、いろんなところからいろんな白書が出てるわけですが、年次的に出されているところもありましうし、今後は、今回こうされますけれども、継続的なまたそういう形にされるのか、そこはどうでしょう。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今回は、平成26年度に基礎的なデータをデータ化していきたいというふうに考えております。

そのデータにつきましては、毎年更新できるような方法を検討して、逐次最新のデータとして利用できるように設計としていきたいというふうに考えております。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。

せつかくのこういう新しい新規事業ですから、しっかりと活用されていくようお願いしておきます。

以上です。

**○委員（川添公貴）** 関連して私も聞きたいと思ってるんですけど、この白書をつくられて、いろんな今の答弁の中をよく聞いてると、まあ、理解するんですが、じゃあ、どう生かすかというところで精査をされて、ある市ではこれをもとにして壊すもの、修理をするもの、類別されるわけですよ。

その修理をするものに関しては、ある程度修繕費がどれぐらいかかるのかという見込み額まで、この白書の中に入れて、全部入れて。じゃあ、もう10年かけて修理をしましう、潰しましうという目安にしてるんですけど、そのような方向性だろうと思っんですけど、ちょっとそこだけ確

認をしたいと。

○財産活用推進課長（平原一洋）川添委員が御指摘のように、利用する財産につきましても当然老朽化度が出てきますので、それにつきまして建築の視点から、今後予想されるであろう設備の改修、それから使えるようにしていきたいというふうに考えておりますし。また今後、老朽化度がどんどん進んでいきますと、複数の施設が多分、同時期に更新の時期に入ってくるだろうということも考えられます。

その場合につきましても、その複数の施設をどのように今度は更新していくのかと、そういうのの一つの資料にもしていきたいというふうに考えております。

○委員（川添公貴）了解しました。

ぜひ、杉菌委員もおっしゃったように、有効に、ぜひ活用していける大事な資料だと思うんです。

今おっしゃったように、同じときに壊れるんだけど、じゃあ、前倒ししましょうか、後にもっていきましょうかというのも大事ですから、ぜひそこ辺も十分配慮できるような白書にしていきたいと私も思います。

次に、お聞きしたいのが、歳入の17款1項1目財産収入についてなんですけど、この賃料に関しては、私もちょっと勉強不足なんですけど、消費税相当分を賦課することが、たしかできたのかなと思うんですけど、そこを見込んだ額なのか、それとも今回見送ったのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと。

○財産活用推進課長（平原一洋）それにつきましては、先ほどの財政課の中で審議をさせていただきました行政財産の目的外使用料に係る条例改正の中で、消費税相当額を賦課するというのでさせていただきましたが、今回その影響額を仮に積算したところによりますと、6万円程度しかなかったということで、今回は従前の利用料とさせていただきますところがございます。

基本的に、土地につきましては消費税はかかりませんが、建物のほうについてかかりますが、使用料の総額が二百五、六十万ということで、それにかかります消費税相当額ということでございますので、そんな大きな数字になりませんでしたので、今回の当初予算のほうには、とりあえず、現行の歳入のほうで予算措置させていただいているところがございます。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

○委員（成川幸太郎）AED購入費のことではよっとお伺いしたいんですが。AEDがふえていくというのは非常にありがたいことなんですが、今現在、14日の消防局の報告では、薩摩川内市内に266台つくってあるということで、1台が30万程度ということだったんですが、今回1,339万2,000円の計上をされてるんですが、何台、どういったところへ設置されるつもりで。

○財産活用推進課長（平原一洋）今回、AED、体外式除細動器のほう、予算措置させていただいているところがございますが、これは62台を想定をいたしております。

施設といたしましては、コミュニティセンターとか市内の各施設がございますので、そちらのほうの設置を考えております。

当初、AEDの購入につきましては、本来であれば、各施設で予算措置をして購入すべきところではございますが、財政課と協議をさせていただきました。一括購入したほうが安価で購入できるということもございまして、財産活用推進課のほうで一括購入いたしまして、各施設へ配るというようなことにいたしているところがございます。大体62台でございますので、やっぱり20万ちょっと、今予定をしているところがございます。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○財産活用推進課長（平原一洋）ございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。御苦勞さまでした。

△税務課・収納課の審査

○委員長（福元光一） 次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一） 審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 税務課と収納課の審査をよろしく願いいたします。

まず、税務課の概要から説明申し上げます。

市民税、固定資産税のほか、国民健康保険税など税の賦課、調定等、課税、税務全般を所管いたしております。

税務課は、歳出におきましては、課税に伴います事務事業を実施し、引き続き公正公平な賦課、税収に努めます。特に平成26年度は、税務LANシステムを導入する予定でもございます。

また、歳入におきましては、市民税個人均等割額につきまして、平成26年度から平成35年度の間、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災対策の財源の特例措置によりまして、また市民税法人分につきましては、平成25年度実績見込み等を踏まえ、それぞれ増額で計上しております。

固定資産税、土地につきましては、価格の下落傾向が継続しております。また、入湯税につきましても、入湯客数の減少が続いていることから、減額で計上させていただきました。

使用済核燃料税につきましては、前年度と同額を計上しております。

市税全体で、昨年度当初費3億7,000万少しということで、3.4%ほど増の予算編成となりました。

歳入の大きな根幹をなしますところの市税でございますから、今後とも課税の適正化、財源確保の観点から、適切に事務処理を推進してまいります。

続けて、収納課の概要説明申し上げます。

収納課につきましては、主に市税、国民健康保険税の徴収事務を担当しておりますが、そのほか貸付金、使用料などの税外収入につきましても、それぞれの所管課の収納状況を定期的に確認し、必要な助言等を行っております。

市税等の収納率向上のためには、納めやすい環境整備あるいは滞納処分の強化というのが不可欠でございます。平成26年度は口座振替、コンビニ収納等のさらなる周知、活用等を図りますとともに、滞納者に対しましては電話による催告、財産の調査、差し押さえ、公売等の滞納処分の強化も引き続き図ってまいります。

また、特に平成26年度は、県の北薩地域振興局との連携を図りまして、市県民税を主としまして、徴収及び滞納処分の強化を連携して図ることとしております。

税などの徴収を取り巻く環境は、依然として厳しい状況ですけれども、職員一丸、収納率向上、歳入確保に努めてまいりたいと思います。

以上、税務課と収納課の説明を終わります。

詳しくは課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭） 税務課でございます。よろしく願いします。

税務課に係る歳出予算につきましては、予算調書のほうで御説明申し上げます。

予算に関する説明書は66ページです。予算調書の84ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の事項、税務一般管理費は、税務一般管理事務に係る年間経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の土地調査業務嘱託員1名に係る報酬、本庁税務課、収納課及び8支所の税務関係職員67名の人件費、税務職員研修等旅費を初めとする出張旅費、各種協議会への負担金が主なもので、以下、事務経費を計上いたしております。

2目の賦課徴収費、事項の賦課徴収事務費は、市税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の家屋事前調査業務嘱託員3名及び相続人調査業務嘱託員1名に係る報酬、窓開き封筒等印刷費、市県民税納税通知書等

の郵送料、総合固定資産管理システム改修業務委託等の委託料、地方税電子申告支援サービス使用料等、地方税電子化協議会負担金及び市税歳出還付金が主なものであります。

なお、平成27年からの、市県民税申告及び課税資料の管理に係る課税資料のデータ登録及び管理を一元化するため、住民税課税支援システム、税務LANシステムを導入することとしております。

85ページをお開きください。

同じく事項の固定資産評価事業費は、固定資産税の課税の適正及び公平を期するため、課税客体の正確な把握を行う経費を措置いたしております。

標準宅地時点修正鑑定業務委託等の委託料が主なものとなっております。

以上で税務課関係の歳出予算の説明を終わります。

#### ○収納課長（枇杷 繁）収納課です。

収納課の歳出につきましては、予算調書の86ページをお開きください。

上の表です。2款2項2目収納率向上特別対策費です。

市税等の収納率向上を図るための徴収事務に係る経費です。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員6人の報酬、滞納者への督促状等の印刷及び催告書等の発送に係る郵便料などであります。

次に、下の表ですが、徴収管理費です。

市税等の収納に係る一般管理費及びコンビニ収納に係る経費です。

経費の主な内容は、コンビニ収納に係る手数料、差し押さえ不動産の公売を行う際の不動産鑑定業務委託料などあります。

以上です。

#### ○税務課長（山口秀昭）続きまして、歳入の説明をいたします。

市税の現年課税分は税務課、滞納繰越分は収納課になりますが、ここであわせて説明させていただきます。

それでは、各税目ごとに説明いたしますので、予算に関する説明書は13ページから、予算調書は7ページに掲載しております。予算調書で説明いたしますので、予算調書の7ページをお開きください。

1款市税、1項市民税、1目個人分、1節現年

課税分は、対前年比3.4%増の31億550万5,000円を計上いたしております。

これは平成23年12月2日に公布されました、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から平成35年度までの間、東日本大震災からの復興、地方公共団体が実施する防災対策の財源の特例措置として、市民税個人分の均等割額が500円引き上げられることに伴う影響等を見込んでおります。2節滞納繰越分は4,454万2,000円を計上いたしております。

2目法人分、1節現年分は、6億2,050万円を計上いたしております。

均等割につきましては、納税義務者を前年度と同様2,000社で見込み、また法人割割につきましては、本年度の実績見込等を踏まえ、対前年度比1.38%の増額で計上いたしております。2節滞納繰越分は1,055万円を計上いたしております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は60億1,096万9,000円を計上いたしております。

固定資産全体では、平成25年度の実績見込み等を踏まえまして、1億1,839万7,000円の増額で計上いたしております。2節滞納繰越分は5,045万円を計上いたしております。

2目国有資産等所在市町村交付金は、法律の定めるところにより、国及び県が所有している固定資産に交付されるものであります。4,645万6,000円を計上いたしております。

3項1目軽自動車税、1節現年課税分は、平成27年度以降、新規に取得される四輪等の税率改正等が予定され、駆け込み需要はある程度見込まれるものも不透明な状況であります。前年度比400万円増の2億4,500万円を計上いたしております。2節滞納繰越分は4,690万円を計上しております。

〔「400」と呼ぶ者あり〕

#### ○税務課長（山口秀昭）済みません、469万円を計上しております。

4項1目市たばこ税、1節現年課税分は、平成25年度実績見込みを踏まえ、対前年度比0.7%増の6億4,450万5,000円を計上いたしました。

7項1目入湯税、1節現年課税分は、入湯客数の減少傾向が続いており、対前年度比3.0%減の

1,341万円を計上いたしております。

8項1目使用済核燃料税、1節現年課税分は使用済燃料、1,569体のまま、前年度と同額の3億9,225万円を計上いたしております。税率は1体当たり25万円であります。

市税全体では111億7,933万2,000円で、全歳入の20.9%を占めております。前年度当初と比較して3億7,048万4,000円、3.4%の増額となっております。

以上で、市税についての説明を終わりますが、続いて14款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料のうち、税務課分は、本庁と各支所及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料及び公簿等の閲覧手数料と、2節督促手数料合わせて899万5,000円を計上しております。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、2節徴収費委託金は、県民税に係る県からの徴収事務委託金であります。前年度と同額の1億1,400万円を計上いたしております。

予算調書の8ページをお開きください。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金及び2目の過料は、各種市税を納期限までに納付されなかった人に対する延滞金であります。

5項雑入、1目滞納処分費は、各種市税の滞納者差押さえ物件を処分した場合の滞納処分費を計上いたしております。

2目弁償金は、軽自動車の標識を紛失した場合の弁償金を計上いたしております。

9ページをお開きください。

収納率向上特別対策費として、国民健康保険事業特別会計より765万9,000円の繰入金を計上いたしております。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、債務負担行為ですけれども、予算に関する説明書の8ページをお開きください。上から7行目と8行目が税務課分でございます。

平成27年度賦課に係る軽自動車税及び市県民税の納付書作成業務委託をそれぞれ計上しております。

以上で歳出・歳入及び債務負担行為に係る説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）歳入に関してなんですけど、一般質問の中で、税の公平性で取り続けると市長がおっしゃったんで、首長がおっしゃった以上はそういかんともしがたいと思うんですが、あえてお聞きしますけど。1款1項2目市民税の法人税の延滞繰越分105万5,000円、これに関して、たしかこれ去年も載っていたような気がする、私ちょっと記憶違いなのかなと思うんですけど、これは倒産した法人分じゃないのかなと思うんですが、まずはそこからちょっと教えてもらいたい。

○収納課長（枇杷 繁）法人市民税につきましては、委員御指摘のとおり倒産した会社もありますが、単に滞納している会社もございますので、滞納している会社につきましては、時効中断を図りながら取ると。それから倒産した法人につきましては、資産等がある間は不納欠損というのはまだできないということで、資産が裁判所あるいは市の、裁判所の競売が中心になりますけれども、資産がなくなったら不納欠損を、執行停止という処理をいたしまして不納欠損処理をすることになります。

以上です。

○委員（川添公貴）法人が解散、倒産したときには、整理をするときに裁判所が入った場合、確かに債権確認をとりますので、債権確認申し立てをしておいて予定配分が来て、清算事務が終わるんですけど。それはわかるんですけど、仮にそういうことじゃなくて、その会社が存続しない事態になって行方がわからない状態になったとき、やはり残るわけですよね、法人税として。まあ、個人についても同じようなことが言えると思うんですけど、その場合、やはり不納欠損はすべきだというのが私の考え方なんです。

いつまでも置いておいても、これ延滞分がどんどん膨らんでいくと、交付税算定額もまた影響がしますので、そこは、市長はああおっしゃったんですけど、ある程度見込みが——もうできないやつ、全くないやつは不納欠損処理をすべきだろうと。その額を、額はここ計上されていますので、これで理解するんですけど、今後の処理として、歳出のほうで不納欠損でぼんぼん落としていくという手段をとるべきだろうと。

そのいい例が鹿屋なんです。税収率が物すごく

高く見えるんです、あそこは、不納欠損するおかげで。

そういうことなんですが、そこ辺も見込んで、この計上をされているのかどうかお聞きしたい。

**○収納課長（枇杷 繁）** もう委員の御指摘のとおりです。

市も、委員の御指摘のとおり、資産等のない者につきましては、地方税法15条の7というので、資産がない、4項に、再開の見込みがないというような場合は、執行停止ができるというふうになっておりますので、執行停止処分をするようにいたしております。今後も継続します。

ただ、資産がある場合は、先ほど申しましたけれども、裁判所が競売を継続している場合は、交付要求という形で配当を下さいという事務をいたしますし、あるいは市のほうで動産等を差し押さえる場合もございますので、適正に不納欠損処分ができるように処理していきたいと思っております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** 次に、歳入の延滞金・加算金、延滞金800万円計上されておりますが、先ほどの話の中で全額取ろうというお気持ちは十分、努力されているのも十分理解してはるんですけど、この延滞繰越分の合計をざっと計算してでも1億近くなるんで、1億近くなりますよね。

そうすると、法定の遅延損害金が大抵14%ぐらいだと思ってるんですけど、その14%を掛けたときに1,400万かな、1億の場合ですね。1,400万ぐらいになるので、それから計算すると、この中で取れるのが約半分回収できるだろうという見込み額で800万計上しているのかどうか、そこ辺をもう一回詳しく教えていただきたい。

**○収納課長（枇杷 繁）** 延滞金の徴収につきましてですが、延滞金は、計算方法としましては、納期を過ぎまして最初の1月が——この延滞金の率は特に半年間は変わっておりまして、昔は7.3%、それから昨年の12月までが、平成12年から平成25年までですけども、4.何%でずっと推移をしております、またことしの1月から、最初の1カ月は2.9%と法律改正がされております。

それから、1カ月経過後につきましては、従来からずっと14.6%でありましたけれども、ことしの1月から、延滞金の改正がありまして9.2%に変更されております。

それから、延滞金の徴収につきましては、原則

納期限の日の翌日から納期の日までの日数に応じて今の率で計算をするわけですけども、特に裁判所による競売とか、あるいは本人さんが何らかの理由により、病気とか、あるいは会社の事業が不振であるとか、そういう事由等に応じて、延滞金減免というのを申請書を出していただいております、それで減免をする場合もあります。

これは、一つは納税の意欲を湧かすということもありますけれども、延滞金減免というのをしている場合もあります。

ただ、一般的には、従来は14.6%、今後1月からは9.2%というのの利率に応じて延滞金を徴収しているわけですが、従来1,000万前後で推移しているのが実情であります。

したがって、今後も納税の意欲を湧かしながら、確保しながら、延滞金は厳々に徴収しようというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（福元光一）** 今思い出しました、済みません。12月議会で税法の改正があって、今思い出しました。可決をしたところでした、確か。今言われて、初めてぴんとききました。済みませんでした。

ということは、おおむね前年並みの回収をされるということ。ぜひ、一生懸命いつも頑張っていってやるんですけど。再度申し上げますが、不納欠損をぜひどんどんやっていただいとことと、それと夜間徴収等でやはりこの徴収事務も大変御苦労されてるんで、なるべくそういうこともなくなるためにも、そういうことが必要だろうと思っておりますので。これはちょっと所管外になるかもしれませんが、予算の範囲内ということで、ぜひその方向でたくさん取っていただきますように、よろしく願いしておきます。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○**収納課長（枇杷 繁）** 先ほど部長からも説明がありましたが、本年4月から県との連携を強化いたしまして、徴収を進めるというふうに計画しております。

具体的には、市県民税の滞納者を、地方税法第48条に基づき、県に引き継ぎまして、県が債権の滞納処分を中心に滞納整理を進めるものです。

以上、従来も市単独で滞納処分を進めておりましたが、平成26年度、約1年間ですけれども、1年間は県に引き継ぎをいたしまして、県が債権差し押さえを中心に滞納処分を進めることになっておりますので御報告申し上げます。

以上です。

○**委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で税務課及び収納課を終わります。御苦勞さまでした。

---

△契約検査課の審査

○**委員長（福元光一）** 次に、契約検査課の審査に入ります。

---

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○**委員長（福元光一）** それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○**総務部長（今吉俊郎）** 契約検査課の審査をよろしく願いいたします。

平成26年度の予算概要の24ページからに掲載しておりますが、一つ、技術職員のスキルアップ研修事業、2としまして、入札等監視委員会等の運営事業、三つ目、電子入札システムの運営事業等を行うものでございます。

特に、契約検査課におきましては、平成26年度も、公正で競争性、透明性の高い入札契約及び適切な工事監督検査により品質確保に努めてまいります。

簡単ですが、私からは以上です。

詳しくは課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○**委員長（福元光一）** それでは、当局の補足説明を求めます。

○**契約検査課長（堂元清憲）** 契約検査課です。

それでは、平成26年度当初予算につきまして説明をいたします。

予算調書は91ページになります。

2款1項14目契約検査事務費で、入札契約事務並びに工事検査に係る経費でございます。事業費は、2,210万9,000円です。

経費の主なものでございます。

まず、技術職員スキルアップ研修旅費でございます。100万7,000円、これは庁内の技術職員の知識・技能の向上を図るための研修に要する旅費でございます。

土木積算システム保守委託等912万9,000円、これは土木積算システム等の機器並びにソフトウェアの保守委託料でございます。

土木積算システム機器一式賃借料等564万3,000円、これはシステム機器類の賃借料になります。

電子入札等システム共同利用負担金288万円、これは鹿児島県と県内市町村が共同利用しております電子入札システムに係ります負担金でございます。この負担方法は市町村の人口割になっております。

当初予算の概要につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○**委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○**委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

○**契約検査課長（堂元清憲）** それでは、所管事

務につきまして、資料に基づいて報告いたします。

今年度2月末現在の入札状況でございます。

資料は3ページでございます。建設工事の状況です。

(1)が入札の執行件数と平均落札率です。今年度2月末現在で、349件を執行しております。平均の落札率は91.86%です。

次に、(2)は、一般競争入札の工種ごとの開札状況です。これは入札1件当たりの申し込みをされた業者の数とか、ほか記載のとおりでございます。

なお、右から2番目の欄ですが、不調件数4件とございますけれども、これは落札候補となられた方が、施工体制調査により失格となったものが3件、もう一件は受注制限に該当したことによりまして不調ということでございます。

なお、これらは、後日、再度公告をいたしまして、いずれも落札となっております。

次に、4ページです。

(3)は一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数です。1,000万円未満の工事が212件ということで、全体の62%を占めております。

下の表はコンサル業務委託でございます。全て指名競争入札、各区分の平均落札率等でございます。

この一番右に、不調件数がございますが、2件につきましては予定価格に達しませんで、これにつきましては設計の一部見直しを行いまして、再度、指名通知、後に落札となっております。

次に、5ページです。

同じく一般競争入札の月別の状況で、昨年度との比較になります。

上のほうの2本の折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下のほうの折れ線が1件当たりの入札参加率でございます。

平均落札率は、月によって若干変動はございますけれども、先ほどの3ページに記載のとおり、現時点では、全体としては昨年度を上回っている状況でございます。

下の表は、一般競争入札の工種別の平均落札率です。右の棒グラフが今年度分です。土木一式、建築一式など、五つの工種で昨年度を上回っております。

なお、今年度は、4月と9月に制度の見直しを

一部いたしました。施工体制調査基準額の引き上げですが、それが落札率に反映されていると、落札率が上がっているというふうに捉えております。

次に、6ページです。

工事成績評定の、これは1月分までの状況でございます。折れ線の実線が本年度でございます。点線は昨年度です。三角の印が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点でございます。棒グラフは、成績評定を行った工事の件数でございます。

その下の表に、各年度の平均の推移がございますけれども、一番右が本年度ですが、昨年度との比較では、7月、10月、1月を除きまして、昨年度をいずれも上回っている、平均点が上回っている状況でございます。

その下の6は、総合評価落札方式の状況です。これまで15件実施いたしました。平均落札率95.4%です。

一番右の逆転件数は、応札が、金額が最も低い方以外の方が落札をされたというもので、これは4件ございました。

続きまして、7ページでございます。続けてよろしいですか。

7ページですが、ここに、7と8の項目ございますけれども、これはいずれも設計単価の改定に伴います措置でございます。

この経過といたしましては、先月、2月から、労務単価など公共工事の設計単価が引き上げとなりました。通常この単価改定と申しますのは、年度に1回、4月に改定が行われてきたわけですが、今年度は4月に続きまして、年度内に2回目の引き上げがなされたところでございます。

この改定に伴いまして、国のほうで特例的な措置を実施することとなりました。これが全国の自治体へ実施の要請がなされたところでございまして、本市におきましても、この措置を実施することとしたところでございます。

まず、7ですが、これは平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置についてでございます。

これは労務の単価、技術者単価並びに資材等の設計単価もですが、2月1日から引き上げとなりましたことに伴いまして、引き上げ前の単価で設計をして、入札をして落札後、契約日が2月1日

以降となったものにつきましては、引き上げ後の単価で再度算定をし直しまして、その差額について、増額の契約変更を行うという経過的な措置でございます。

なお、この措置は、昨年の4月の単価改定の際にも実施されておりますが、今回、今年度2回目の実施ということでございます。

対象でございますけれども、これは工事請負契約とコンサルタントの業務委託も対象になりますが、記載のとおり35件が対象でございます。

契約変更によりまして、増額となる金額を合計で380万円余りと見込んでおります。これは、最終的にはほかの要因等で契約変更もございまして、現時点での見込み額でございます。

続きまして、下のほう、8ですが、これは賃金等の変動に対する工事請負契約書25条6項の運用、インフレスライド条項適用についてでございます。

これは、(1)に契約書の25条6項をそのまま記載してございますけれども、1行目から2行目にかけて、「急激なインフレーションまたはデフレーションを生じたとき」とありますけれども、インフレーション、すなわち物価が上がりまして貨幣価値が下がるという現象、もしくはデフレーション、これは逆ですが、物価が下がって貨幣の価値が上がると、こういった現象が起きたときに、最初契約した金額が不相当と、つり合いがとれないというような状況になりましたときに、増額の変更、ないしは減額の変更を請求することができるという規定でございます。

これも、先ほどの特例措置と同じく、引き上げ後の新しい単価で算定をし直しまして、増額の変更を行うというものですけれども、対象や算定方法等が先ほどの特例措置とは異なっております。

(2)にありますように、対象は残った工期が2カ月以上あるものということになりまして、平成26年度へ繰り越しを予定しているもの等が対象となります。現時点では、33件の工事が対象と見込んでいただいております。

この算定方法でございますが、次の8ページのほうに図が示してございますけれども、これがその算定の方法の概要図でございますけど、この図は国が示しました適用概要図でございますが、各自治体もこれにより運用しているところでございます。

ちょっと非常にわかりにくい部分もございまして、図の下のほうの、この横の帯状の部分に請負額という記載がございますけれども、それからその横に「変動前残工事額：B」というふうに書いてございます。この請負額と変動前残工事額B、これを合わせた部分が、現在の今の契約の金額ということをお知らせしております。

それから、その上のほうですが、真ん中に基準日と四角で囲んであります。左に請求日、それから14日以内というふうな図になっておりますけれども、この措置を行いますときには、まず受注者の方から、発注者である本市に対しまして、この適用を受けたいということで協議の請求を行っていただきます。それが基準日の下に書いてございます受発注者協議ということになります。

この変更の金額の算定の作業なんですけれども、まずこの基準日におきます出来高相当額、この時点でどこまで工事が進んでいるかということの出来高を算出いたしまして、その金額を全体の請負契約額から差し引くこととなります。差し引きますと、残った工期に対応します請負の残額が出てきますけれども、この残額に新しい引き上がった単価を反映させてもう一回計算をし直します。

そうしますと、この金額の、図で示しました右のほうですが、変動前残工事額B、その上に請負者負担1.0%、さらにその上に斜線で「 $A > B \times 1.0\%$ の場合適用可能」という表記になっておりますけど、この三つの層を合わせた金額が、その新しい単価で計算をし直した金額ということをお知らせしております。

この増額の変更契約の対象となる金額は、この新しい単価で計算をした結果、ふえた部分の金額が、ふえる前の金額の1%を超える場合になるんですが、この1%を超える部分というのがこの斜め斜線のところになります。ここの金額が増額変更をする金額ということになります。

済みません、ちょっとわかりにくいものですから、金額で例え申しますと、例えば現在の契約されている金額が1,000万円としますと、基準日の時点での出来高が200万円であったといたしますと、差し引き800万円が残ります。この800万円を新しい単価で再度計算をし直しますと、例えば900万円となったといたしますと、900万円から800万円を引きました100万円が新しい単価によってふえた金額とい

うことになるわけですが、100万円全額を契約変更とするのではなくて、引き上がる前の800万円の1%、8万円ですが、100万円から8万円を引きまして、92万円というのが増額変更をする、ふえた金額という形で契約を行うというふうな形になります。

先ほど件数を申しましたが、これにつきましての出来高が、もう工事ごとにそれぞれでございますので、ふえる金額の最大で見込んでおいた仮の金額ですが、600万円ほどではないかというふうな、現時点では計算をしたところでございます。

これは、現在、発注課と受注者のほうで作業を進めているところでございます。

続けてよろしいですか。

続きまして、9ページでございます。

9ページ以降につきましては、12月の委員会で申し上げましたが、総合評価落札方式の評価対象になっておりますボランティア活動につきまして、業者の方にとって負担になっていないのかということで、実態把握をするという件でございます。

昨年12月、本市の建設業者の方に対して、ボランティア活動に関するアンケート調査を行いました。その回答をいただきましたので、結果を報告いたします。

まず、調査票を送りましたのは、本市の入札参加資格登録業者171社の方でございます。このうち回答をいただきましたのが114社、66.7%、3分の2の方から回答があったところでございます。

設問の数は20項目でございます。資料のほうですが、左のほうには回答事項と件数等を書いてございまして、右に、割合の多かった順に円グラフで示したところでございます。

設問順に内容を説明します。

問1は、これは回答をいただいた会社の従業員の従業員数ということですが、5人以下から20人までのといった規模の方が8割近くを占めました。

問2から4は、ボランティアをされた活動の内容になりますが、2が実施内容ということで、これは除草、伐採、剪定、清掃、こういったもので半数近くを占められております。

問3は、使用された機器でございますけれども、

除草、伐採と申しましたが、刈り払い機、それから車両、これが多ございました。

4番、その際に使用された資材等でございます、これは軽油、ガソリン等の燃料、それから刈り払い機の刃ということでございました。

問5は、最近3年間の活動の内容ということで、平成22年度から平成24年度の各年度の実施件数等を回答いただきました。

表の中ほどから右に、各作業内容ごとの1件当たりの実費の負担額、それと人数、時間の平均で記載しております。これは、一番右に、1社当たりの実費負担額ということで金額が上がっております。

この実費ですが、これは燃料代とか機械借り上げ料でございます、自分の会社の機械を使用されましたりとか、あるいはボランティアをされた方の人件費に、これを換算した場合の金額等につきましては、これはもう算出はしていただいております。実費の金額でございます。

一番下の欄に、実施業者の実数と平均とありますけれども、これ全体の平均で1年間に1社当たり4.8件のボランティア作業をされ、9万4,760円という実費負担があったという状況でございました。

問6以降が、ボランティア活動を行うきっかけ、あるいは負担感といった内容になります。

6番は、ボランティアを会社のほうで自発的に行われる場合と、ほかの方から依頼があってそれに対して行うというものでございまして、これは依頼に基づく場合が、自発的に行う場合をやや上回っております。

問7ですが、これは依頼を受けてというのが、今問6でございましたけど、それではどういった方から依頼が多いのかということでしたが、これは団体からということと、あとコミュニティ協議会、自治会からという部分で6割を占めております。

問8ですが、ここはボランティア活動を負担に感じたことがあられるのかということでございました。これは負担に感じなかったという御意見と時々負担に感じた、これがほぼ同数でございまして、いつも負担に感じたというのが1割ございました。

問9は、それでは、その負担に感じられた理由としてはどのようなことかということですが、こ

れは本業が忙しかった、費用の負担が大きかった、人的な負担が大きかった、こういった三つの項目が多く意見を占めたところでございました。

続いて、問10ですが、それではボランティアの目的としてはどのようなことですかという問いですが、地域住民の要望に応える、建設業界のイメージアップあるいは自分の会社のイメージアップ、それから総合評価の加点のためといった順での回答になりました。

問11ですが、これはボランティア活動で目的を達成されているかという問いですが、おおむね達成と達成で9割近くでございましたが、達成をしていないと回答された方の理由も付記してございまして、これは落札していないと、落札ができなかったということと、参加件数が少ないと、それと業者がボランティアを行うのは当然というふうに思われているというふうなことで、達成感がないというふうなことでございました。

12ですが、これはボランティアの課題ということですが、数項目ございましたけれども、人力的なことと費用のことと、あと時間的なことということが、主な理由として見られたところです。

問13ですが、それではボランティア活動をPRしたい、どんな方にPRしたいかということですが、特にないという意見が多かったんですけれども、あとは住民の方あるいは行政という回答でした。

問14以降が、総合評価の加点に関する設問になります。

14につきましては、加点制度をどう考えるかということでしたが、ここでは必要でないという回答が最も多ございまして42.1%、必要であるというのは24.6%という結果でございました。

15は、この加点制度が必要でないという回答された方に対して、その理由をお尋ねしましたが、これはもう7割以上の方が、ボランティア活動は評価をされる性質のものではないという回答が多ございました。

16ですが、これは加点のあり方ということで、現在のままがよいという意見が多かったんですけれども、加点が減ってほしい、あるいは加点がふえてほしいという意見も同数程度ございました。

また、意見としましては、工事の場所ごとに細かく加点してほしい、あるいは加点地区を外してほしい、これはゴールド集落のことと思われま

が、こういった意見もありました。

17は、加点がふえてほしいということに関しまして、具体的にはということですが、件数が多い者、多い場合を評価してほしいという意見が多かったですが、大規模な活動を評価してほしい、あるいは加点対象の地域・施設の限定を外してほしい、これはゴールド集落ですとか、公的施設というような加点のくくりがありますけど、それを外してほしいというこういった意見もありました。

18につきましては、加点が減ってほしいということに関しまして、これはもう全ての業者の方がボランティアをしている、加点のための活動になっている、ボランティアばかりして本業がおろそかになる、あるいは規模の大きい会社が有利、少人数の会社は不利だという、こういった御意見もありました。

19は、加点対象としない場合、仮にしないとした場合に、活動を継続されていくかということを開きました。これについては、従来どおり継続するという御意見が66.7%、回数、内容を減らして継続するが21.9%、継続しないという意見も5.3%はございました。

最後の14ページ、20でございまして、これはボランティア活動全般に関してお考えのことということで、これにつきましては41社の方から御意見の回答をいただきました。

意見の区分といたしまして、四つの区分に分けさせていただきまして、回答内容はその要旨を記載してございます。1のボランティアの意義ですけれども、これは先ほども問15にもありましたが、評価をされる性質のものではないという、こういった意見が多ございました。それに類する意見でございます。

2の実態ですけれども、これは義務づけられているように感じる、本来の意味とは違っているというような意見もあります。

3番の住民の方の意識ですが、これは先ほどもございましたけれども、業者のボランティアは当たり前というふうに思われているというふうな意見もありました。

4のその他でも、多く意見がございましたが、8のほうでは、行政のほうからボランティアをしてほしいというようなことは言うべきでないという意見、12は定期的なボランティアなどにも目を向けてほしいと、こういった意見等多々いた

いたところでございます。

アンケート結果については以上です。

今回このような調査を初めていたしたわけですが、対象者の3分の2の方から多く意見をいただいたというふうに捉えております。

調査の趣旨でありました総合評価の加点制度、ボランティア活動の評価でございますけれども、多くの意見をいただいているわけですが、実施をされる会社といたしましては、いろんな思い、実情、こういった中で活動されていると、そういう一端がわかったというような捉え方でございます。

今回これを受けまして、今後のボランティアの評価の仕方ですが、どうするのかということになりますけれども、検討をすべき課題というか、事項というか、それはあるというふうに捉えております。

ただ、業界の方の御意見も、意見交換等をお聞きしながら、あるいはまた他団体の傾向、こういったことも注視をしながら対応していきたいというふうに、現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（下園政喜）** このボランティアについてお尋ねしますが、これは無記名ですか、会社名を入れてあるんですか、無記名ですか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 会社名等はもう書かないで回答いただきたいということで、郵送で行ったんですけれども、返信用封筒もこちらでもう全て契約検査課宛てで印刷をいたしまして、会社名は一切もう書かれておりませんでした。

**○委員（下園政喜）** 大変模範的な回答があるように思えたものですから聞きましたが。そしてまた、議会で調査依頼をしたのが9月のこの議会だったんですね、9月13日ぐらいだったと思うんですけれども、このアンケートをとった月。10月、11月、12月というのが一番多く、40%ぐらいを発注している月ですよ。そして12月に調査をされているから、もっと早くすれば、もっと暇なときに調査をすれば、この回答の率が上がったんじゃないかと思われそうですけど。そこに3カ月ぐらい時間を要しています。一番忙しいときに、

このアンケートをとっていらっしゃいます。これについてはどう思われますか。

**○契約検査課長（堂元清憲）** 9月の総務文教委員会並びに本会議のほうで、その調査依頼の御意見をいただいたわけですが、委員会の中で意見が出まして、以前に県の協会のほうでアンケート調査をされているという御意見がありまして、まずそこをちょっとどういった調査をされたのかということで、こちらのほうで調べまして、県の建設業協会の青年部というところで、以前にボランティアに関するアンケート調査をされたというのがわかりまして。そこから協会を経由いたしまして、そのときのアンケート項目、結果について情報を入手いたしました。

当然、県の建設業協会の川内支部、それと市の建設業協会もございますが、議会のほうでこういった意見が出ましたということで。最初、各代表の方に口頭でそういった、どういった意見がありますかということでお聞きしたんですけれども、特に顕著な意見はそのときいただけなかったんですけれども。その後、こういった初めての調査でございましたものですから、アンケート項目の絞り込みにちょっと時間等もかかりました。

12月2日に郵送いたしまして、年明け、1月の上旬ぐらいまででしたけれども、回答をいただいたと、そういった経緯でございました。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△防災安全課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、防災安全課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（福元光一）** 審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文） それでは、防災安全課の平成26年度事業概要について御説明いたしますので、薄ピンク色の冊子、平成26年度当初予算概要を御準備いただき、25ページをお開きください。

防災安全課は、市民誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを市民と協働して推進することを使命に、交通安全、防犯、原子力防災を含む災害対策を業務としておりますが、まず初めに、真ん中の交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止及び交通安全教育の推進のため、保育園・幼稚園、小学校等への交通安全出前教室、及び自動車学校を活用して、高齢者の運転免許保有者のほか、自転車運転者、歩行者向けの参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するものでございます。

市内における交通事故の発生は減少しつつありますが、詳細については、後ほど所管事務調査において、犯罪の発生状況とあわせて課長から説明をいたします。

次に、青色灯自主防犯活動事業補助事業は、青色回転灯装着車による防犯パトロール活動を実施する自主防犯パトロール団体の活動費に対し、青パトの登録台数に応じて補助額を定めて補助するものでございますが、平成21年度から開始しています。

なお、ガソリン価格の高どまりを考慮し、平成26年度の補助額は平成25年度に比べ、40%増額させていただいたところでございます。

年々、青色回転灯装着車がふえており、市役所公用車等を含め、現在204台登録していただいておりますが、昨年度末から1団体、1台増加にとどまっております。

今後、青パト隊の結成のない地区コミュニティ協議会に対する結成の依頼を重点に、地域と連携した防犯対策を行ってまいります。

次に、26ページをお開きください。

防災サポーター制度は、災害応急対策時には、地区災害対策詰所において職員の補助業務を、平常時には、がけ地近接等危険住宅調査支援等の業務を行っていただきます。

また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得についてもお願いをしております。

次に、原子力防災等訪問事業についてでございますが、平成25年度は、鹿児島県の緊急雇用創出

事業臨時特例基金事業の補助金を活用して4名雇用し、PAZ圏内の訪問を実施して参りましたが、継続して実施すべく、一般財源で予算措置をさせていただきました。

業務内容は、平成25年度と同様でございます。今回、訪問先は、UPZ内の高齢者などの災害時要援護者宅をしております、雇用人員は2名であります。

次に、防災行政無線通信施設管理業務についてでございますが、防災行政無線デジタル化整備事業は、一部、平成26年度に繰り越しをさせていただきましたが、予算措置上は平成25年度で終了いたしますので、平成26年度以降については、これまで整備をいたしました防災行政無線の管理業務に移行することとなります。

緊急時に、市民の皆様へ情報提供できるよう、確実に、かつ適切に維持管理及び運用を行ってまいります。なお、防災行政無線デジタル化整備事業の概要については、後ほど所管事務調査の際、報告させていただきます。

以上が、予算に関連する事業概要でございます。

具体的な予算の内容については、課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久） 平成26年度一般会計予算の防災安全課分につきまして御説明いたしますので、平成26年度薩摩川内市各会計予算調書の87ページをお開きください。

まず、2款1項2目秘書広報費の自衛官募集事務費についてでございますが、自衛官募集事務費は自衛官募集事務及び薩摩川内市自衛隊協力会に係る経費であり、事業費が20万6,000円で、経費の主な内容は自衛官募集事務、市町村担当者会議の普通旅費及び自衛隊協力会補助金であります。

次に、その下、2款1項12目市民相談交通防犯費の事項、交通安全対策費についてでございますが、交通安全思想の普及、高揚、交通事故防止の推進、交通安全教育など交通安全対策に係る経費794万1,000円を措置させていただいております。

経費の主なものは、交通安全対策会議委員報酬のほか、合併10周年記念事業として、鹿島地域交通事故死亡ゼロ24,000日達成記念事業用消耗品、交通安全教育普及啓発業務委託等であり、

負担金としては薩摩川内警察署管内交通安全会議連絡会負担金384万4,000円、甌地区交通安全協会負担金228万9,000円、鹿児島県交通安全母の会連合会市町村負担金4万円の3件の負担金であります。

次に、あけていただき88ページをごらんください。

事項、防犯対策費は、防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない安全安心なまちづくりの推進に係る経費であり、事業費は1,153万7,000円であります。

経費の主なものは、地区コミュニティ協議会に配布いたします防犯用品に係る消耗品費のほか、新たに防犯カメラ保守点検委託料7万4,000円、防犯カメラ購入経費として500万円を計上いたしております。

防犯カメラにつきましては、昨年1月、御陵下町や大小路町で発生しましたひったくり事件や強盗事件を受け、1月9日、防犯協会の緊急理事会を開催いたしました。その席で防犯カメラの必要性を議論したところでございますが、今回防犯の観点から、犯罪の抑止力を期待し、措置したものでございます。

設置につきましては、大小路地区の太平橋から267号線入り口までの各交差点に、20台を設置することとしております。

今回、大小路地区に設置するわけでございますが、来年度、向田地区の太平橋通り商店街が国及び市の補助金を受け、アーケードに44台の防犯カメラを設置予定でございますが、中心市街地の防犯という観点から設置しようとするものでございます。

フリップをごらんください。一般的な防犯カメラは左側のほうです。カメラ、記録レコーダー、映像を見るモニターで構成されています。このようなタイプですと、常にモニターで風景が映っておりますが、設置しようとするカメラは、カメラと記録レコーダーが一体式でモニターはございません。記録された映像を見るには、例えば事件があったとき、中の記録チップを外し、パソコンに差し込み、見ることとなります。

昨年、各地区コミュニティ協議会へ防犯用品等の配布希望のアンケートをとりましたが、その中で防犯カメラを希望される地区コミュニティ協議会が11ございました。今後防犯カメラの市内へ

の展開について検討してまいりたいと存じます。

負担金として、薩摩川内市防犯協会負担金424万7,000円、鹿児島犯罪被害者支援センター負担金14万5,000円、また補助金として、青色灯自主防犯活動事業補助金100万8,000円を措置させていただいております。

この補助金を少し見直してございます。

まず、補助金の台数枠をふやしました。これまで1台から5台、6台から10台、11台以上という3通りでございましたが、11台以上を、11台から15台、16以上に分け、4通りにいたしました。

これは補助金適正化委員会において、大馬越地区コミュニティ協議会が20台の登録があるが、11台以上というくくりでは大ざっぱ過ぎるという意見を受けてのものでございます。

次に、補助額ですが、1台から5台の補助金を1万5,000円から2万1,000円に、6台から10台までを3万円から4万2,000円に、11台から6万円でございますが、これを11台から15台までを6万3,000円にし、16台以上を8万4,000円にしたところでございます。

なお、16台以上に該当する団体は、大馬越地区コミュニティ協議会の1団体でございます。

次に、その下、9款1項6目災害対策費、事項、災害予防応急対策費は、災害対策基本法に基づく災害応急対策等に係る経費を6,722万2,000円措置させていただいております。

経費の主なものは、防災会議及び国民保護協議会の委員、危機管理防災専門嘱託員、防災サポーターの報酬、原子力防災等訪問事業嘱託員、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、防災気象観測システム等保守業務委託等の委託料、また負担金・補助金としては、県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金など378万4,000円、日本水難救済会川内救難所など、5救難所運営費補助金53万7,000円でございます。

なお、需用費を2,791万8,000円を措置しておりますが、そのうち職員が災害時に着用します防災服購入経費、2,440万1,000円を措置させていただきました。防災服につきましては、合併時に防災服がなかった町村の職員分を購入しました。また、防災服のあった旧川内市、旧東郷町は継続したところでございます。

衣服等貸与規定では、防災服の貸与期間は10年となっております。また、合併前から、防災服は相当年数がたっており、現在3種類の防災服が存在しております。

以上の理由から、今回措置させていただいたものでございます。

次に、89ページの事項、防災行政無線通信施設管理費は、防災行政無線通信施設の維持管理に係る経費として、6,542万2,000円を措置させていただいております。

主な経費として、無線設備整備等業務嘱託員の報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル設備保守点検業務委託等、防災行政無線柱取替工事、防災行政無線の戸別受信機の購入、電波使用料負担金等であります。

以上で歳出についての説明を終わります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の10ページをお開きください。

初めに、消防使用料は行政財産使用料であり、下甕町に設置しております緊急避難施設の敷地に、九州電力及びNTTの電柱等が建っておりますが、当該土地使用料であり、1万2,000円の予算措置でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金は、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金1万1,000円の予算措置であります。

なお、金額充当先事業を広報管理費とし、自衛官募集に係る広報紙の経費に充当することとしております。

以上で、平成26年度薩摩川内市一般会計予算の防災安全課に係る概要につきまして、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 交通安全教育普及啓発事業、継続してやっています。かなりの成果といえますか、そこあたりをちょっと教えて。状況等を。学校、そもそも行われておりますけれども、事業効果というのをどのように捉えていますか、まず1点教えていただきたいと思っております。

**○防災安全課長（新盛和久）** 総務文教委員会の所管事務調査の表の中にございますが、18ペー

ジをお開きいただきたいと思います。

また後ほど説明をする予定でございましたが、まず交通事故の発生件数、6番のところでございますが、これが平成25年、425件ということで、マイナス12件の減少になってございます。

また、死者につきまして1名ということで、これも大幅に減ってございます。

いろいろな交通安全教育をしていく中において、こういった件数とか、あるいは死者の数、こういったものが効果ではないかなというふうに考えているところでございます。

**○委員（杉藺道朗）** ありがとうございます。

特に、私は教育委員会でも申し上げましたけれども、自転車の関係でやはりちょっと、いまいまだルールが徹底されていない部分もあります。特に児童生徒の中においては、本当にこの自転車というのがある意味凶器になり得る部分もあるということ、それから前も申しましたけれども、いろんなそういう高額な賠償事例、判例等も出ておりますので。やはり乗る以上、しっかりそこを、子どもとはいえ自覚をして乗っていただきたいということで、今後とも学校現場における、また安全教育含めて、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

それと、やはり当然この安全運転教室の中で、法令等に関してもそうでしょうし、自転車とはいえ罰則もあり、いろいろ重い責任が伴うということも含めて、再度徹底していただければなということをお願いいたします。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

**○議員（井上勝博）** 原子力防災等訪問事業嘱託員についてなんです。UPZ内の訪問対象者、それと一人何分ぐらいの、そういう調査を行う時間考えているのか、そこら辺をお尋ねしたいんです。

**○防災安全課長（新盛和久）** UPZの災害時要援護者の実数につきましては、1万4,444人でございます。

また、何分ぐらいかかるのかというようなお尋ねでございますが、聞き取り項目につきましては、自家用車の台数とか、あるいは避難する場合には

どういった手段で避難するのか、あるいはバスで避難される場合には、バスの集合場所まで何で来られますかとか、あるいは指定場所への避難、指定場所以外への避難、そういったものを戸別でやっています。

ですので、それで何分かかるかという部分は把握はしていませんけれども、そういった複数項目を戸別訪問し、聞き取っているというものでございます。

以上です。

**○議員（井上勝博）** いつまでかかる予定なんでしょうか。

**○防災安全課長（新盛和久）** 昨年5月から。PAZ4地区については全て戸別訪問が終わりまして、今その集計をやっているところでございます。

UPZの1万4,444人につきましては、平成26年度以降、広げていきたいと思いますが、それがいつまでに終わるかという部分については、まだ詳細に把握はしていません。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

ここで休憩いたします。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時49分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** 休憩前に引き続き開会いたします。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

**○防災安全課長（新盛和久）** 所管事務について説明いたしますので、総務部資料の15ページをお開きください。

1の防災行政無線デジタル化整備事業についてでございますが、平成19年度に予算を措置し、全額を翌年度に繰り越し、平成20年度から事業に着手し、一部繰り越し事業もありますが、今年

度で事業は終了いたします。

(1) 屋外に対する放送施設設備についてありますが、基幹部の整備として、本庁に親局を、上甌支所に副操作卓を、消防局に予備操作卓を整備し、寺山など8カ所に中継局を整備し、屋外拡声子局250カ所を整備いたしました。

(2) には、屋内に対する放送施設の整備でございますが、平成22年度から平成25年度にかけて、市内全戸の世帯及び公共学校施設等に3万9,411台を整備し、事業所には344台を整備したところでございます。

(3) には、年度ごとの事業内容を記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

16ページをお開きください。

表の一番下でございますが、防災行政無線デジタル化整備事業の総額は、42億4,329万1,000円の予定でございます。

次に、2の要援護者等屋内退避施設確保事業についてでございますが、(1)の事業の概要ですが、平成24年度、県の100%補助金を活用し、原子力災害における一時的な退避施設の確保を図るものでございます。

(2)の整備施設でございますが、平成24年度補正予算で、現在、旧滄浪小学校、寄田小学校の体育館を整備中であります。

平成25年度の補正予算分として、水引地区の星原集会所及び峰山地区コミュニティセンターに、同様の工事を実施予定でございます。

(3)の進捗状況でございますが、どちらも舞台部の前面のどんちょうがあつた部分の間仕切りの工事とトイレ部分を施工しております。写真は工事施工中の状況でございます。

次に、3の防犯カメラ設置事業でございますが、先ほど新年度のところで説明いたしましたので割愛いたします。

次に、4の自治会避難所でございます。

一昨年、隈之城地区の2自治会から、高齢化が進み、指定避難所へ行くのが大変だ、近くに新しい自治会館があるので、避難所に指定してほしいという要望がありました。

そこで、自治会が開設運営することを条件に、アンケート調査を実施しました。

そのうち、15自治会が希望をされております。現地を確認し、自治会館の建築年や土砂災害等の危険区域を考慮し、自治会避難所として14自治

会館を指定いたしました。現在、川内地区、可愛地区、平佐東地区の要望をとっており、近いうちに指定できるものと考えております。今後、順次、全市的にアンケートを実施してまいります。

また、自治会避難所に避難された場合、市は見回りをし、避難者の要望等を聞き、対応してまいりたいと考えております。

18ページをお開きください。

上の写真は、自治会避難所として指定をした赤沢津及び尾白江自治会館でございます。

次に、5の青パト登録台数でございますが、本年3月1日現在、登録台数は204台であり、この台数は県内で一番であります。登録団体、地区コミ等は25団体でございます。パトロール回数は、地区コミ、その他団体で、年間1万2,392回でございますが、1日当たり34回になるところでございます。

次に、6の交通事故、犯罪の発生状況でございます。

(1)の交通事故発生件数は、平成25年、人身事故の発生件数は、425件で前年比マイナス12件、負傷者は前年より53人少ない496人、死者は4名少ない1名でございました。物損事故は、前年より264件多い2,070件発生しているところでございます。

また、霧島市、鹿屋市の件数も表に入れてございますので御参照ください。

(2)の刑法犯罪等の発生状況でございますが、平成25年は、1月早々強盗やひったくりの凶悪事件が相次いで起こりましたが、件数的には前年より184件少ない374件でございました。

19ページをごらんください。

7の薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会についてでございます。

先月の25日、暴力団排除に取り組んでいる8団体で、薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会を設立いたしました。

(1)の設立目的は、本市の暴力団排除条例に基づき、関係団体が意思統一と情報交換を図り、市民の平穏な生活等を目的としております。

構成団体は、(3)にありますように8団体、289事業所でございます。

(4)の相談役等として、公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター、薩摩川内警察署にも入っていただいております。

(5)の活動内容は、広報啓発及び情報交換など、4項目を掲げております。

次に、8番目の原子力防災等訪問事業嘱託員についてでございます。

平成25年度、県の事業を活用して4人の嘱託員を雇用し、PAZ4地区の戸別訪問をし、広域避難計画等を説明してまいりました。

(4)の成果でございますが、避難方法等を説明し、自家用車で避難する人、バスで避難する人などを把握したところであります。これにより、災害時に何台のバスが必要かなど、対策に生かしていきたいと考えております。

(5)でございますが、平成26年度は市の単独事業で2名を雇用し、UPZの災害時要援護者に広げて、戸別訪問を継続していきたいと考えております。

20ページをお開きください。

9の防災行政無線の移動系の整備でございます。この防災行政無線の移動系は、災害時に市職員が携帯する無線機でございます。

移動系の整備は、防災行政無線の同報系、戸別受信機の整備後となっていたところでございますが、東郷地域において先行的に整備するというところで、平成25年度予算で553万2,000円を措置いたしました。

当初、整備する機種は、MCA無線として進めておりましたが、今年度、新たな技術として、ドコモ等の携帯電話の基地局を使用するタイプのIP無線と呼ばれる移動系が出てまいりました。

IP無線とは、これまで文字や画像のみしか送れなかった携帯電話のパケット帯域上で、音声を信号に変えて送信し、再び音声に変えて受信するものでございます。携帯電話の電波を使いますので、基地局の整備は必要ありません。

(3)でございますが、これらを受けまして、市の方針としてIP無線やMCA無線等を比較検討し、整備方針を決定したところでございます。

20ページのA3の比較表をお開きください。

機種等の比較は、1行目になりますが、モバイルクリエイトのIP無線から、市が単独で整備する場合まで、5種類を比較いたしました。

また、1列目は、信頼性やランニングコストに関する項目で、通信エリア、通信のふくそう等、9項目で比較をいたしました。3行目の通信エリアは、無線が使えるエリアのことでございます。

次に、通信のふくそうございますが、これは災害時にふくそうせずに安定的に使えるか、また基地局からのエリアは、一つの基地局のエリアの大きさのことでございます。

通信状況は、ビルとか山とかそういった障害物があった場合の通信状況でございます。

基地局耐震性、次は基地局の電源対策、その下の3項目がランニングコスト等の運用経費になっております。

これらをもとに庁内で検討会議を実施し、客観的に公平的に比較した結果、2列目のモバイルクリエイイト社のIP無線が一番すぐれているという結論になったところでございます。

モバイルクリエイイト社は、大分県にある会社で、ドコモの通信網を借り受けて通信事業を展開されています。

また、前年度、予算措置したMCA無線、5列目の太枠で囲った部分でございますが、通信エリア、特に甌島については、全く入らないというものでございました。

通信のふくそう、通信状況等でIP無線より劣っており、モバイルクリエイイト社のIP無線にしようとするものでございます。

以上で、防災安全課分の所管事務調査の説明を終わります。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** 一般質問でも取り上げたんですが、津波ハザードマップというのがホームページにも張りつけてあって、それを見ると、いわば主要幹線、避難、原発からの避難経路とか、そういったところが赤くなっていると。本会議での説明の中では、必ずしもそこが津波に襲われるということではない、堤防があるんだというお話ですが、しかし危ないところだから、その赤いところからは避難しないさいよということになっているんだと思うんです。

そうすると、複合災害で、この津波災害が起こったときに一体どうするのかという、この原発災害との関係でどうするのかということについては、これ検討されたというふうなことでよろしいんで

すか。もうちょっと検討せんないかんという認識でしょうか、その辺はどうなんですか。

**○防災安全課長（新盛和久）** 津波ハザードマップの件で御質問でございます。

これについては、あのマップ自体は浸水想定のものでなくて、標高をあらわしたものであるということでございますので、色が、例えば濃くなっているところが危ないよという部分ではなくて、標高が低いよ、高いよというものでございます。

それを踏まえて、それに基づいて避難経路等を検討したのかというような意見でございますが、複合災害については、どういうことが起こり得るか非常にわからないわけございまして、それを全て網羅して、計画にのせ込むというのは非常に難しいだろうというふうに思います。

そういうときに、やはり試されるのは、臨機応変な、そういう対応についてやっていこうというふうに考えているところでございます。

管理監も本会議で答弁したとおり、堤防が守られている地域であったりするので、その堤防を越えてきたときに、浸水したときに、どうするかという部分においては、その時点においていろいろと検討していくと、臨機応変に対応していくということになります。

以上です。

**○議員（井上勝博）** うまく臨機応変ということができればいいんでしょうけれども、しかし詳細にやっぱりいろんなケースを考えて、その際にはどうするかということをあらかじめ考えておかないと、臨機応変というの、その場、行き当たりばったりということになると思うんです。

だから、私は検討すべきだというふうに思います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

△原子力安全対策室の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（新屋義文） それでは、薄ピンク色の冊子、平成26年度当初予算概要の27ページをお開きください。

原子力安全対策室の平成26年度事業概要について説明をいたします。

原子力安全対策室は、九州電力と締結している安全協定書に規定する事項の遵守状況の確認など、川内原子力発電所1号機・2号機の安全確保に関する業務のほか、広報調査事業として、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整等を行っております。

具体的には、市民及び広域避難該当地区コミ対象の原子力発電所等の視察研修や、広域避難計画に関する地図作成及び全世帯への配布等、また本年度は原子力規制委員会の新規制基準への適合性審査に係る住民説明会を予定しております。

また、原子力発電施設の安全対策に関する連絡調整業務としましては、県及び市の原子力安全対策連絡協議会への参加及び開催等を行ってまいります。

以上が、予算に関連する事業概要でございます。

具体的な内容につきましては、室長が説明いたします。よろしく願いをいたします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） それでは、平成26年度薩摩川内市一般会計予算に係る原子力安全対策室分について御説明いたします。

まずは、歳出について御説明いたしますので、予算調書の90ページをお開きください。

2款1項16目広報調査事業費の1,889万3,000円であります。

事項内容としましては、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する業務であり、市の連絡協議会出会謝金、調査・研修等に係る旅費、原子力広報等の印刷製本費、また住民の川内原子力発電所視察等に係るバス借上料等、各種負担金等を計上しておりますが、平成26年度において、例年と異なる主な歳出につい

て御説明いたします。

まずは、需用費の印刷製本費において、原子力防災に係る広域避難計画地図を地区ごとに作成する経費として、518万4,000円を計上しております。

これは、平成24年度より、30キロ圏内の地区コミュニティ協議会を対象に、川内原子力発電所の視察及び避難先までの経路や施設の確認に係る研修を実施してきており、これまで25地区、719名の参加をいただきましたが、やはり万が一に備え、大きな広域地図に、地区ごとに避難経路や避難先を示した広域避難計画図面を作成し、該当する世帯に配布しようとするものです。

次に、負担金として、川内原子力発電所に係る住民説明会負担金200万円を計上しております。

これは、現在、審査中の川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査が終了した場合、鹿児島県と共催という形で、審査結果に係る住民説明会の実施を予定しておりますが、対象者をUPZ圏内住民を中心とする県民とし、説明者は原子力規制庁で、開催回数は3回、また、そのうち1回は、対象者を本市市民に限定する予定となっております。

負担金の根拠としましては、鹿児島県が3回分の開催経費として、広報や参加者の募集・受付・入場券送付及び警備等に係る委託経費等を1,200万円と見込まれておりますが、そのうち、対象者を本市市民に限定する1回分について負担することとし、1回分の経費見込み400万円に対し、共催ということで、その半分の200万円を負担する予定であります。

なお、2月19日の原子力規制委員会で示された公聴会に関しましては、詳細な実施要領等がまだ示されていないことから、今後の動向を注視したいと考えております。

以上が平成26年度に係る広報調査事業でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の11ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金のうち、広報・調査等交付金1,875万円であります。

これは、先ほど説明いたしました歳出、広報調査事業に係る県交付金で、補助率は10分の10になります。

なお、この交付金の例年の交付限度額は

2,075万円ですが、本年度は200万円減額した額を計上しております。

これは、先ほど説明しました住民説明会に係る経費について、鹿児島県は同交付金を活用することとしておりますが、本市への交付額を含む県全体の交付限度額、約5,000万円に対して、説明会経費1,200万円を捻出しなければならないことから、県より交付を受けている薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市ともに、平成26年度に限り、それぞれ交付額を200万円減額したい旨の連絡を受けているため、平成26年度においては、2,075万円から200万円減額した1,875万円を歳入として計上しております。

以上で原子力安全対策室分に係る概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** 住民説明会、3回やられるわけですけれども、以前やらせ問題がありましたけれども、いわば推進側の企業、関連企業が従業員などを説明会に動員するというようなことが起こったと、こういうことを避けるため、そういうことがないようにするために、何らかの対策というか、そういうようなのを考えているのでしょうか。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** 現在のところ、対象者としては30キロ圏内の住民となりますが、本市市民限定となる場合は、本市に住所等がある場合、特にそれを制限するという予定はございません。

以上です。

**○議員（井上勝博）** 難しいとは思いますが、確かに。そういうようなのはどうやって取り締まるんだろうというのはあると思います。

ただ、何らかの、不当に、やっぱり説明会がそういう企業関係で占められてしまうというものについては、やっぱり問題が出てくるわけで、そこら辺は何も考えてないというのではどうなのかなという気がするんですが、やっぱり何も考える必要はないということですか。

**○危機管理監（新屋義文）** 今までの説明会等につきましても、事前申し込みがなくて、そのまま入ってくるという状態があったと思いますが、今考えているところにつきましても、事前に申し込みいただいて、それについて返送はがきを出すという形での検討を今現在やっているところでございます。

以上です。

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

**○原子力安全対策室長（遠矢一星）** ございません。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

**○委員（川添公貴）** 特別委員会が設置されてるんで、そっちでもいいのかなと思ったんですけど、まあ、予算に関連はしてるんですが、3回ほど、期日は当然未定だろうと、おおむね3回をどのような間隔で計画されるのかですね、説明を、いうのが一つ。

それから、先ほど委員外議員が、推進側のやらせということをおっしゃったんですが、動員がされたような記憶はあるんですけど、やらせはメールで玄海だったと思ってます、私はですね、やらせというのは。

その動員に対して、各種団体の方々が、反対派も含めて動員をかけられたように私も思っているんですが、やはり避けられないだろうと思います。というのは、チェックができませんからね、そういう面で。

で、考えるに、インターネットで応募する、もしくは広報紙で応募するという形しかとれないだろうと思います。そのような方向性で整備をするしかないだろうと思いますので、そのような方向性ですね。この人はどうだ、こうだっていった個人情報の問題にひっかかる、もう絶対ひっかかりますから、そこは差別ができないだろうということで、憲法上も結社の自由とか、集会の自由とか保障されていますんで、そこを十分配慮をされて、粛々と来た分の定員数に入るようにやっていただ

きたいと思いますが、この2点について感想だけお聞かせ願いたい。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）開催方法等につきまして、県と調整といますか、協議はしてるんですが、まだ決定には至っておりません。

ただ、その話の中で、開催手法としましては、その3回の開催方法ですが、原子力規制庁の職員を拘束するわけですので、例えばきょう薩摩川内市であれば次はいちき串木野市であるとか、連続した形での開催を考えております。

また、その申し込み方法につきましては、メール、はがき、ファックス、インターネット等、そういった形での申し込みになるというふうな形で考えておりますが、まだ申し込み受付先を県一括とするのか、それぞれの自治体とするのか、そういったところまでまだ詳細に決まっておりますので、先ほど言われたその動員があるかないかということに関しては、なかなか把握しづらいと思います。

ましてや、最終的には、その自治体に住民票があるかどうか、そしてその方が例えば5キロ圏内のPAZ圏内の方であるのか、30キロ圏内の方であるのか、そういったところは県のほうとちょっと確認をして。そのエリア内に、どこのエリア内にいらっしゃる方かというのは確認して、それを確認した上で入場決定通知といたしますか、参加申し込みの決定通知を送るというような形になるのではないかとということで、今協議はしているところです。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長（福元光一）井上議員、さっきのは予算外だったんでしょう。さっきの質問は、さっき質問されたでしょう。

○議員（井上勝博）質問しました。

○委員長（福元光一）それは予算外の質問じゃなかったですか。

○議員（井上勝博）あれも予算です。

○委員長（福元光一）予算だったんですか。

予算に関する質問の中に数字が出ましたが、こういうのはどうして、どういう予算でこういう

ことを……

○議員（井上勝博）いや、だから、数字は出てないけど、200万円というのが住民説明会にあるわけで、それは市がそういうことでやるんだというような話でしたから、その確認なんですけど、いいですか。

○委員長（福元光一）はい。

○議員（井上勝博）アンケート調査をするというお話があったと思うんですけども、これについてはどの程度まで今決まってきたんでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）アンケート調査につきましては、まだその実施手法、項目についても、まだ一切決まっております。

以上です。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

資料は、当初予算概要の131ページでございます。

選挙管理委員会事務局の平成26年度の主要施策の概要について説明をいたします。

選挙管理委員会は、国県及び本市の各種選挙の執行事務を所管し、選挙人名簿の調製や選挙啓発活動等に関する事務を執行しております。

平成26年度は、一つの選挙と一つの選挙の準備がございます。

選挙は、平成26年4月30日任期満了に伴います農業委員会委員選挙、4月20日執行分でございますけれども、それぞれ六つの選挙区ごとの定数により、選挙を行うものでございます。

準備が、平成27年4月29日任期満了の県議

会議員選挙でございます。

次に、歳出予算につきまして予算調書で説明をいたします。

予算調書は、247ページでございます。

まず、事項、選挙管理委員会費は2,165万1,000円でございます。

選挙管理費は、選挙管理委員会の一般経費に係るもので、選挙委員4名の報酬と職員給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金などを計上いたしました。

次に、事項、選挙啓発費は120万円でございます。

選挙啓発費は、常時及び選挙時の啓発事業に係るもので、選挙啓発ポスターや習字コンクールの報償費のほか、明るい選挙推進協議会委員の出席謝金や旅費、明るい推進協議会薩摩支会の負担金でございます。

次に248ページをお開きください。

事項、鹿児島県議会議員選挙費は、858万5,000円でございます。

平成27年4月29日任期満了の県議会議員選挙の準備に係る経費で、職員の時間外勤務手当やポスター掲示板設置撤去委託費等を計上いたしました。

今回、年度をまたがり執行する業務について、債務負担行為を設定させていただいております。後ほど説明をいたします。

次に、事項、市農業委員会委員選挙費は、1,460万7,000円でございます。

平成26年4月20日投票の農業委員会委員選挙費の経費であります。

主な予算は、投開票事務従事者や開票管理者等の報酬、選挙事務担当職員の時間外勤務手当、開票支援システム保守委託費等を計上いたしました。

続きまして、歳入予算について説明いたします。予算調書の70ページでございます。

1目県委託金、総務費委託金、選挙費委託金862万3,000円でございます。

在外選挙人名簿登録事務委託金は、国外在住の有権者の登録または抹消手続に対する交付金3万8,000円を計上いたしました。

次に、鹿児島県議会議員選挙委託金は、平成27年4月29日任期満了の当該選挙の執行経費858万5,000円でございます。

以上で、平成26年度の歳入予算の説明を終わ

りますけれども、次に予算に関する説明書、予算書の8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

下から二つ目でございますけれども、事項、鹿児島県議会議員選挙費、期間は平成27年度、限度額430万6,000円でございます。

これは、平成26年度から平成27年度にまたがって執行する業務、3件についてでございます。

内訳につきましては、ポスター掲示板設置撤去業務委託と期日前投票所受付パソコンレンタル、2区画各ポスター掲示板レンタルの分の3件でございます。

以上で、債務負担行為の説明を終わります。

以上で、平成26年度選挙管理委員会の歳入歳出予算の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありません。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）別段ありません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（福元光一）次に会計課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩

川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○会計課長（今吉美智子）** 会計課でございます。よろしく願います。

まず初めに、会計課の予算概要について御説明を申し上げますが、指定金融機関等における口座振替収納事務、窓口収納事務及びコンビニ収納事務に伴う取扱手数料などで、役務費を初めとする会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

続きまして、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、会計課分について御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、予算調書の207ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、予算額1,515万6,000円でございます。

右側の経費の主な内容の欄で御説明を申し上げますが、行政事務嘱託員の報酬のほか、会計管理者研修会旅費など13万4,000円、金融機関口座振替等取扱手数料1,051万9,000円、コンビニ収納取扱手数料135万8,000円、現金動産総合保険料16万9,000円、県都市会計管理者連絡協議会負担金1万円でございます。

なお、前年度対比で増減が大きいものは、同じ欄の中ほどの金融機関口座振替等取扱手数料が134万円の増額でございますが、これは収入に係る納入書の読み込み・集計等業務を、指定金融機関である鹿児島銀行にアウトソーシングするものでございます。

また、その下の行、コンビニ収納手数料が50万5,000円の増額でございますが、これは、同手数料の前年度の実績を考慮した増額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、予算調書の56ページをお開きください。

21款2項1目預金利子、1節預金利子で、予算額105万2,000円は、歳計金の運用に係る預金利子でございます。

前年度対比で64万8,000円の減額でございますが、これは交付税等の遅延を考慮した運用に変更した結果として、生ずる利息分の減額でございます。

以上で、会計課の平成26年度当初予算概要の

説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

**○会計課長（今吉美智子）** 特にございません。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で会計課を終わります。御苦労さまでした。

△公平委員会事務局の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（福元光一）** それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○公平委員会事務局長（知識伸一）** 公平委員会事務局兼監査事務局です。よろしく願います。

まず、公平委員会から説明申し上げます。

平成26年度の施策の概要についてですが、公平委員会の事務は、職員の勤務条件等に関する措置の要求の審査・判定、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決、職員の苦情を処理すること、職員団体の登録等が主な業務であります。平成26年度も、こういった事務を処理することになります。

次に、平成26年度予算の内容につきまして説明を申し上げますので、予算調書の249ページをお開きください。

2款1項9目公平委員会費、予算額81万

4,000円、事業内容は公平委員会の運営管理に係る経費で、経費の内容は、公平委員3名の日額報酬、全国公平委員会連合会総会・研究会等の費用弁償、同連合会等の負担金が主なものでございます。

なお、歳入については、全て一般財源のため、予算がございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（知識伸一）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で公平委員会事務局を終わります。

△監査事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、監査事務局の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（知識伸一）続きまして、監査事務局について説明申し上げます。

平成26年度の施策概要についてですが、監査委員の業務は、公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営を確保するため、地方自治法等に基づき各種監査業務を実施し、事務局職員は、監査委員の監査方針等に従い監査資料等を収集し、予備監

査として調査、分析等を実施しております。

平成26年度も、本年度と同様に、一般会計、特別会計、企業会計の決算と健全化判断比率の審査、例月出納検査、本庁・支所の定期監査、財政援助団体監査等を実施する予定であります。

次に、平成26年度予算の内容につきまして説明を申し上げますので、予算調書の250ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、予算額4,050万3,000円、事業内容は監査委員の監査活動並びに事務局職員の人件費及び事務に関する経費で、経費の主な内容は、監査委員3名の報酬、職員4名分の人件費、監査委員の研修、全国都市監査委員会総会などへの出席、各支所の監査等に伴う費用弁償及び全国都市監査委員会等の負担金が主なものでございます。

なお、歳入については予算がございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（知識伸一）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で監査事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（福元光一）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）審査を一時中止してありましたが議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○議会議務局長（田上正洋）平成26年度につきましては、4月に鹿児島県市議会議長会定期総会が開催される予定になっております。

また、11月には、原子力サミットが予定されておりますが、原子力サミットにつきましては議員全員の参加を前提に予算計上いたしております。

さらに、ことは構成がえの年に当たりますので、12月に臨時会も見込まれるところでございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一）それでは、課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課でございます。

それでは、平成26年度歳出予算につきまして説明をいたします。

予算調書の261ページをお開きください。

1款1項1目議会費で事項が二つございます。

上の表は、議会活動費で、事業費は2億2,681万2,000円です。

経費の主な内容は、議員26人の人件費と行政視察等の費用弁償、負担金といたしまして、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等負担金、原子力サミット参加負担金ほか1件と政務活動費であります。

原子力サミットは、全国原子力発電所立地市町村議会議長会の主催により、隔年で開催されているものでありますが、今回は11月18日・19日に東京で開催される予定であります。

予算につきましては、今回は議員の原子力研修として位置づけまして、一般財源により26人全員の参加経費を計上したところであります。

次に、下の表ですが、議会管理費で、事業費は9,554万6,000円です。

経費の主な内容は、事務局職員の人件費、随行等旅費、議会だよりや会議録等の印刷のほか、業務委託といたしまして、本会議・委員会の会議録反訳、会議録検索システムや本会議の映像配信に係る運用業務委託料等を計上しております。

以下、その下でございますが、全国市議会議長会など七つの負担金を計上しておりますけれども、

下から2行目の原子力サミット特別負担金20万円は、先ほど申し上げましたとおり、隔年で実施される原子力サミットの開催経費といたしまして、通常原発議長会負担金とは別に負担金が発生するものでございます。

歳出予算は以上のとおりで、歳入予算はございません。

続きまして、債務負担行為を説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。

債務負担行為、議事調査課分は、一番上の会議録反訳業務委託であります。

会議録の反訳業務委託については、業務の平準化を図るため、平成24年度から債務負担行為を設定させていただいているところであります。今回は、期間が平成26年度から平成27年度まで、限度額を320万円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で議事調査課を終わります。御苦勞さまでした。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福元光一）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（福元光一）次に、閉会中の継続調査及び委員派遣について、一括してお諮りします。

閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出たいと思います。（資料は巻末に添付）

また、閉会中に行政視察を実施することとしますが、具体的な調査内容等は調整が必要ですので、委員派遣の手続を委員長に御一任いただきたいと思います。

さらに、閉会中の現地視察は現在のところ計画がありませんが、急遽必要となった場合の委員派遣の取扱いは委員長に御一任いただきたいと思えます。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で総務文教委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。



## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

総 務 文 教 委 員 会

(調査事項)

- 1 行財政運営及び会計事務について
- 2 市有財産の管理及び利活用について
- 3 市税の賦課徴収について
- 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 5 消防行政について
- 6 防災行政について
- 7 空き家対策について
- 8 学校教育について
- 9 社会教育について
- 10 文化財の保全及び利活用について
- 11 文化振興について
- 12 スポーツの振興について
- 13 総務事務について
- 14 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一